省　令

○農林水産省令第八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月五日

農林水産大臣　森山　裕

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令（平成二十二年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「、昭和町」、「、犬目町」、「、丹木町」、「、中野上町」、「、中野町、栖原町」及び「牛浜、」を削り、「、西多摩郡」を「並びに西多摩郡」に改め、「、大丹波」を削り、「犬山市五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、羽黒（名古屋鉄道小牧線以西で県道百九十四号線以北の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒摺墨、羽黒堂前及び羽黒余町、大阪府」を「一宮市浅井町江森、浅井町大日比野、浅井町尾関、浅井町河端、浅井町小日比野、浅井町西浅井、浅井町西海戸、浅井町東浅井、浅井町前野及び瀬部、犬山市犬山（県道二十七号線との交点以西の県道百八十三号線、その交点から県道百八十六号線との交点までの県道二十七号線及びその交点以東の県道百八十六号線以南の地域に限る。）、上坂町、上野、上野新町、郷西、木津、五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、天神町、中山町、羽黒（新郷瀬川以西の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒菊川、羽黒新田、羽黒摺墨、羽黒高橋、羽黒堂前、羽黒成海西、羽黒成海南、羽黒余町、橋爪（一般国道四十一号線以北の地域に限る。）及び橋爪東、江南市河野町並びに丹羽郡大口町大字河北、河北及び仲沖並びに扶桑町、大阪府河内長野市市町、木戸、木戸町（一般国道三百十号線以東の地域に限る。）、木戸東町、楠町西、楠町東、汐の宮町、千代田南町、松ケ丘中町及び松ケ丘東町並びに」に改め、「新家」の下に「、須賀」を加え、「、中村」、「、東桑津」及び「、雲雀丘」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年三月六日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　羽咋市

二　地域再生計画の名称　人と自然が生み出す、魅力・活力・つながりの場創出「羽咋ＰＲＩＤＥ創生プロジェクト」

三　地域再生計画の区域の範囲　羽咋市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　舞鶴市

二　地域再生計画の名称　新しい時代のまちづくりに向けた持続可能な公共交通ネットワーク

三　地域再生計画の区域の範囲　舞鶴市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　阪南市

二　地域再生計画の名称　阪南　こども子育てみらい計画

三　地域再生計画の区域の範囲　阪南市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岩出市

二　地域再生計画の名称　根來寺周辺観光促進事業による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　岩出市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年一月二十日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び鳥取県岩美郡岩美町

二　地域再生計画の名称　トワイライトエクスプレス「瑞風」を核とした地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取県岩美郡岩美町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生戦略交付金（四の六）

○内閣府告示第九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百二十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年一月二十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　笠岡市

二　地域再生計画の名称　地域コミュニティネットワーク再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　笠岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるところにより、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　特定地域再生事業費補助金及び地域再生戦略交付金（四の六）

○個人情報保護委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり定め、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第一号は、廃止する。

平成二十八年二月五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

東京都港区赤坂一丁目九番十三号　三会堂ビル八階　個人情報保護委員会事務局総務課内

○個人情報保護委員会告示第二号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。）第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五条第一項の規定に基づき、個人情報保護委員会の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務について委任を行うこととしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示し、平成二十六年二月三日特定個人情報保護委員会告示第二号は、廃止する。

平成二十八年二月五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

一　委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

個人情報保護委員会委員長の所掌に係る法第二章に定める権限又は事務については、個人情報保護委員会事務局長に委任すること。

二　委任の効力の発生する日

平成二十八年二月五日